

令和 8 年 3 月 2 7 日

ひたちなか市議会

議長 薄 井 宏 安 殿

議会運営委員会

委員長 雨 澤 正

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

記

1. 議案番号及び件名

議案第 6 3 号 ひたちなか市議会の個人情報の保護に関する条例の一部
を改正する条例制定について

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

ひたちなか市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市長、<u>水道事業管理者</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市長、<u>上下水道事業管理者</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>3～5 略</p>	